

特定非営利活動法人多摩東成年後見の会 運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人多摩東成年後見の会（以下「法人」という）の運営のための規定として、正会員と認定した成年後見活動を行う者の運用のために必要となる事項を定めることを目的とする。

第2章 正会員の認定

(正会員の入会手続き)

第2条 正会員になろうとする者は入会申込書を提出する。

2 入会申込書には、次の事項を掲載するものとする。

- (1) 氏名、生年月日、現住所、連絡方法（電話、メールアドレス等）等
- (2) 成年後見人養成講座受講名称および修了年月日および修了番号
- (3) 成年後見人の受任の経験等および受任の意思の有無

第3条 入会申込書は理事会に提出し、正会員は理事会での承認の後認定する。

2 理事長は、理事会で承認後、入会申請者に承認文書および認定証を交付する。

(認定の抹消)

第4条 理事長は、次の各号に該当する場合には、理事会の承認を得たうえで、その認定を抹消する。

- (1) 定款第9条により会員資格を消失したとき。
- (2) 正当な理由がなく第3章に定める会員の義務に違反したとき。

2 前項のうち、法人の後見人等を受任中の者については、定款第9条の規程により退会しようとするときは、事前に法人に相談しなければならない。

理事会は、相談を受けた後、受任案件の取り扱いを協議し、受任案件の活動に支障が出ないよう速やかに対処する。

第3章 正会員の義務

(義務)

第5条 正会員は、法人が主催または認定する「成年後見人継続研修」を受講しなければならない。

2 正会員は法人が加入する「賠償責任保険」に登録しなければならない。

3 正会員で後見人を受任した者は、次の各号に該当する時期に理事会あてに報告をしなければならない。

- (1) 新規受任報告
- (2) 定期報告（受任後月1回）
- (3) 終了報告

（事業および個人情報の機密保護）

第6条 事業情報および個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律およびを遵守し、取り扱うものとする。

- (1) 書面、デジタル記憶媒体物、その他の有体物に記載または記録された情報であって、当該有体物に秘密である旨の表示がされている情報
 - (2) 音声、映像、電子的・磁気的方法、記憶媒体物へのアクセス、その他有体物に記載または記録される以外の方法で知り得る情報であって、適宜の方法により機密である旨の表明が行われている情報および当該情報の保管方法等により一般的な関係あるいはアクセスが制限されていることが示されている情報
 - (3) 法人から意図的に伝達されていない一切の情報および情報の性質上機密として保持すべき情報
 - (4) 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、識別番号、記号、符号、画像、音声、その他の記述等により特定の個人を識別できる情報（当該情報だけでは識別できない場合であっても、他の情報と容易に照合することができ、これより特定の個人を識別することができることとなる情報を含む）
- 2 機密情報等について、嚴重に秘密を保持し、業務監督者の許可無く以下の行為を行わない。
- (1) 口頭、書面、電子的・磁気的方法、記憶媒体へのアクセス、その他の方法の如何を問わず、第三者（業務の遂行上機密情報等を知らせる必要のない）に対してこれを開示または漏洩すること
 - (2) 業務として目的以外の目的のために使用すること
 - (3) 業務の遂行上必要でない加工あるいは利用を行うこと
 - (4) 業務の遂行上必要でない複製あるいは複製を行うこと
 - (5) 業務の遂行上必要でない場所に持ち出すこと
 - (6) その他前記各号と同等の行為
- 3 業務の担当を外れた場合、その他法人から指示がある場合には、機密情報等が記載ないし記録された書面、図表、記述、報告、記憶媒体等の有体物（機密情報等がコピーされた有体物を含む）の一切を直ちに返還する。また、返還した機密情報等を、方法の如何を問わず、復元ないし再生しない。
- 4 退会後も業務遂行中に知りえた情報を一切漏洩してはならない。

第4章 受託財産の管理

（受託財産の管理について）

第7条 受託財産（被後見人の預金、各種証券等）の管理事務は、事務局長がおこなう。

2 後見業務の遂行のために、下記のことをおこなう。

（1）小口現金（10万円以下の現金）の使用が必要な場合は、支出伝票により預かり金より出納処理をする。

（2）一時的な高額な預貯金の支払が必要な場合は、用途の必要性および内容につき、文書による申請に基づき事務局長の承認の上おこなう。

（3）預貯金以外の財産の処分が必要な場合は、理事会に諮りおこなう。

第5章 雑 則

（改 廃）

第8条 この規程の改廃は、理事会の承認を経なければならない。

（細 則）

第9条 この規程に定めるもののほか、法人の運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この規程は、2011年9月30日から施行する。

誓約書

平成 年 月 日

特定非営利活動法人 多摩東成年後見の会
理事長 山澤 宏通 殿

住 所

氏 名

印

私は、特定非営利活動法人(NPO法人)多摩東成年後見の会の会員として入会し、法人の支援や業務遂行にあたり、法人の規則を遵守し、互いに協力して誠実にその職務を遂行するとともに、機密保全に関して次の条項を厳守することを誓約いたします。

記

1. 運営規程に関する条項を遵守し、個人情報機密を他に漏洩しません。
2. 法人の文書の管理の手続きに従い、機密文書の取り扱いに関しては、紛失や他に漏洩しません。
3. 法人および利用者に関する情報の機密は、在職中は勿論、退職後も他に一切漏洩しません。
4. 故意または重大な過失により法人や利用者に損害を与えたときは、その責任を負います。理事会において賠償請求が審議され決定した場合、その賠償請求に応じます。

以上